

季節とまちの息吹を感じる景観づくり

～住んでよし、働いてよし、訪れてよしのまちを目指して～

「第2次戸田市景観計画」「改正戸田市都市景観条例」が施行されました

第2次戸田市景観計画では、景観形成の目標である「季節とまちの息吹を感じる景観づくり」を目指して、景観形成の推進に取り組んでいきます。また、戸田市都市景観条例の改正に伴い、一定規模以上の建築などを行う際には、良好な景観形成を誘導するための事前協議と届出を行い、市の景観形成基準に適合することが必要となります。

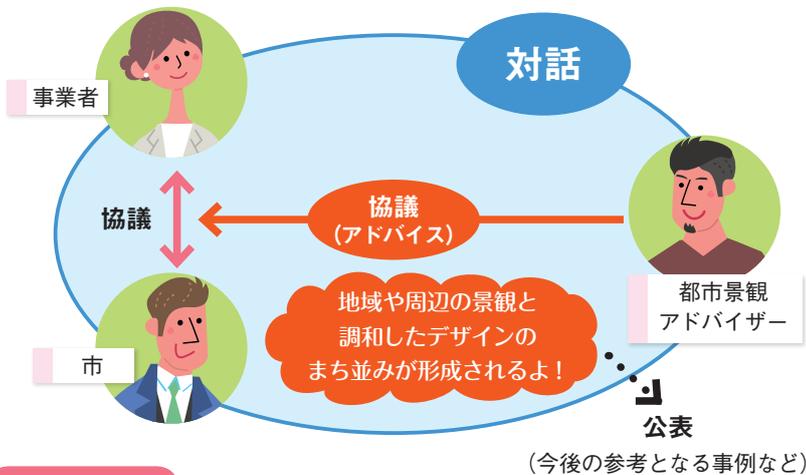
問い合わせ 都市計画課 (内線320)

景観計画区域内(市全域)における条例の主な改正ポイント

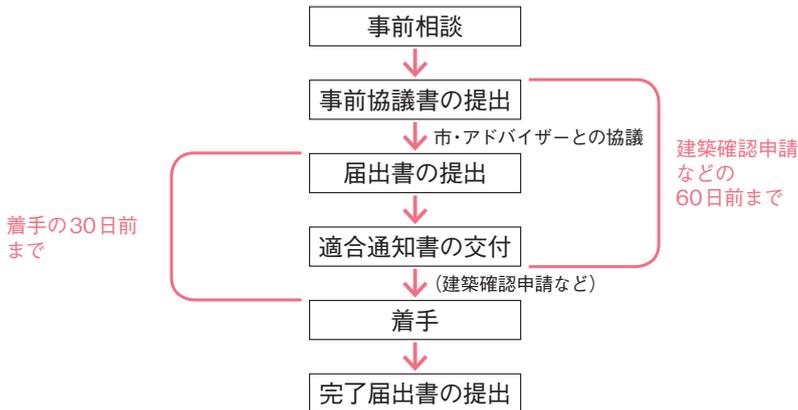
事前協議の導入

一定規模以上の建築行為などの届出を行う場合は、事業計画の早い段階における市との事前協議(都市景観アドバイザーとの協議)を義務化します。

事前協議のイメージ



手続きフロー



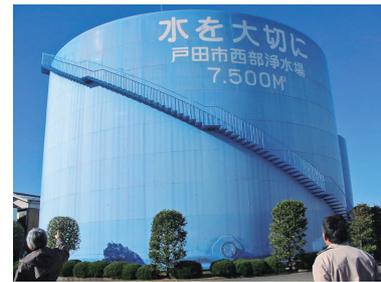
都市景観アドバイザー制度とは?

各分野の専門家による相談体制

外壁の色彩や外構計画などに関するさまざまな助言を行います。

(事前協議に該当しなくても相談可・無料)

【配水タンクの色彩アドバイス例】



専門家との意見交換の結果、周辺の住宅地と調和する色に塗り替えました。

※事前協議の導入は戸田市都市景観条例の改正内容の一部です。

その他の改正内容や建築物・工作物の新築、増築、改築または移転などを検討している方は、お問い合わせください

景観トピックス

「景観まちづくり」してみませんか? ~三軒協定制度~

隣り合った三軒以上の人たちが、植栽や花壇、外壁塗装、夜間照明などの、まちの景観づくりを協力して行うという協定を結び、それを市が認定した場合、その景観づくりに係る費用の一部を補助しています。



(左) 緑豊かな住宅街の事例

(右) 暖かみのある光が印象的な夜間景観の事例

詳しくはこちらをご覧ください

